

兵庫県公報

平成23年3月17日 木曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企画県民部総務課）	1
○ 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（福祉法人課）	1
○ 兵庫県立生活科学センター管理規則の一部を改正する規則（消費生活課）	2
県議会告示	
○ 兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程	3

公布された法令のあらまし

- 政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第4号）
租税特別措置法の一部改正により、先物取引の譲渡所得が他の所得と分離して課税する分離課税の対象とされたことに伴い、知事が作成する所得等報告書の項目に分離課税の対象となる所得として先物取引の譲渡所得を追加することとした。
- 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（規則第5号）
兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例及び兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正により、兵庫県立リハビリテーションセンターに設置する病院を病院事業の施設とすることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立生活科学センター管理規則の一部を改正する規則（規則第6号）
兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立姫路生活科学センター、兵庫県立西播磨生活科学センター、兵庫県立但馬生活科学センター及び兵庫県立淡路生活科学センターを廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第4号

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための兵庫県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年兵庫県規則第89号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第5号**兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則**

兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則(昭和44年兵庫県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第7条」に改める。

第2条の見出し中「定員等」を「定員」に改め、同条中「定員又は病床数は」を「定員は」に改め、同条の表施設の項中「又は病床数」を削り、同表2の項を削り、同表3の項中「第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄4」を「第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄2」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項を削り、同表5の項中「第3条第2項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄4及び5」を「第3条第2項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄2及び3」に改め、同項を同表3の項とする。

第3条及び第4条を削る。

第5条第2項第1号中「が休日」の右に「(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)」を加え、同条を第3条とする。

第6条第2号中「又は動物の類^{たくい}」を「、動物等」に改め、同条第7号中「第7条の4第1項」を「第7条の2第1項」に改め、同条第9号中「係員の」を削り、同条を第4条とする。

第7条を第5条とし、第7条の2を第6条とする。

第7条の3第1項中「当該申し込み」を「当該申込み」に改め、同条を第7条とする。

第7条の4を第7条の2とする。

第8条第2項後段中「第7条の3第1項本文」を「第7条第1項本文」に改める。

第13条を削る。

第14条の見出し及び同条第1項中「及び手数料」を削り、同条第2項中「及び手数料」及び「及び病院」を削り、「兵庫県立リハビリテーションセンター使用料・手数料免除申請書」を「兵庫県立リハビリテーションセンター使用料免除申請書」に改め、第4章中同条を第13条とする。

第14条の2第1項第3号中「第7条の7第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第14条の3を削る。

第15条の見出しを「(退所)」に改め、同条中「退所させ、又は退院させる」を「退所させる」に改め、同条第3号中「第7条の2」を「第6条」に改める。

第16条本文中「並びに第7条第3項第3号及び第5項並びに」を「及び」に改め、「指定管理者」の右に「(以下「指定管理者」という。)」を加え、同条ただし書中「第5条第1項本文」を「第3条第1項本文」に改める。

附則第5項を削る。

様式第1号中「第7条」を「第5条」に改める。

様式第3号中「第14条」を「第13条」に、「兵庫県立リハビリテーションセンター使用料・手数料免除申請書」を「兵庫県立リハビリテーションセンター使用料免除申請書」に改め、「又は手数料」を削る。

様式第4号中「第14条」を「第13条」に改める。

様式第5号中「第14条の2」を「第14条」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。



兵庫県立生活科学センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第6号**兵庫県立生活科学センター管理規則の一部を改正する規則**

兵庫県立生活科学センター管理規則(平成20年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立生活科学総合センター管理規則

第1条中「兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例」に、「兵庫県立生活科学センター(以下「生活科学センター」を「兵庫県立生活科

学総合センター（以下「総合センター」に改める。

第2条から第4条までの規定中「生活科学センター」を「総合センター」に改める。

第6条第1項中「兵庫県立生活科学総合センター（以下「総合センター」という。）」を「総合センター」に改める。

第15条中「生活科学センター」を「総合センター」に改める。

別表中「第11条」を「第3条、第11条」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第1号

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月17日

兵庫県議会議長 山本 敏 信

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成7年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。